

令和8年4月1日

お客さま各位

村上信用金庫

「財産の一時管理を目的とする口座」の口座開設手数料の新設について

平素より村上信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、村上信用金庫では令和8年5月1日（金）より下記のとおり「財産の一時管理を目的とする口座」の口座開設手数料を新設いたします。

今後もより一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■口座開設手数料

内 容	手数料額（税込）
破産管財人、相続財産清算人、相続財産管理人、遺言執行者、遺産整理受任者名義の新規口座開設および前述以外で財産の一時管理を目的とする新規口座開設にかかる開設時の手数料	16,500円

■新設日

令和8年5月1日（金）

以上